

## 第35回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年4月28日(火) 午後3時00分から午後4時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 7番 中井 悟  
会長職務代理 13番 西元 道啓  
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝  
3番 安田 伸二 5番 向山 博  
6番 坂野 幸夫 8番 山田 清隆  
9番 岩間 勇市 10番 杉本 峯一  
11番 吉田 靖志 12番 椿 新二  
14番 高山 重人 15番 親谷 隆  
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員
- 5 議事日程
  - 第1 会議録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 諸報告について
  - 第4 現況証明願いについて
  - 第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 第6 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 第8 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史  
農地係長 福岡 直樹

## 7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、15名であります。

定足数に達しておりますので、これから第35回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、2番 近藤委員と3番 安田委員を指名いたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間と決したいと思います。

これにご異議ありませんでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

第34回の総会以降の諸般について、報告いたします。

4月9日 後志地方農業委員会連合会監査がこの場において、赤井川の局長が来て、監査をしております。

4月12日 育苗施設安全祈願祭に出席しております。

また、4月24日 育苗施設出荷初日ということで、行かせていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 現況証明願いについてを議題といたします。

NO1からNO12について、上程いたします。

担当調査員から順次、調査の報告をお願いいたします。

10番  
(杉本委員)

議案第1号1番と2番について、山田委員、近藤委員とともに調査をいたしました。場所は、ここから〇〇方面に向かいまして300mぐらい手前を左に曲がり、そこから30mぐらいのどこ

ろにあります。これを農地として判断いたしました。

続きまして、2ページ目、これにつきましては、〇〇のところでありますが、ここも農地として認めます。以上です。

**16番  
(伊藤委員)**

3番、4番、12番について、説明いたします。3番ですが、場所は、〇〇さん宅の裏手にあります。裏手から少し奥の方へ入ったところです。これは水田の中にある場所で、農地ということで確認をしてきました。中井委員、岩間委員、そして私と行ってきました。

それと、4番ですが〇〇、そこを100mぐらい入ったところが、〇〇さん宅周辺の土地になります。これも農地として確認をしてきました。

12番は港、〇〇。そこの入口を20mぐらい入った場所ですが、農地・採草放牧地以外ということで確認をしてきました。以上です。よろしく願いいたします。

**12番  
(椿委員)**

5番の案件です。〇〇さん住宅のすぐ下になります。〇〇ですが、もう〇〇から、〇〇として使っているそうです。4月16日に私と天水委員と坂野委員と確認してまいりました。以上です。

**3番  
(安田委員)**

4月15日に、西元代理と吉田委員と私の3名で確認してまいりました。番号6番ですが、こちらは〇〇さんの住宅の両脇にあります。〇〇の小さな三角の所を農地・採草放牧地以外ということで判断いたしました。あと、〇〇さんの下の方は農地、そしてもう1筆、農道を通って、〇〇さんの住宅に抜けるところがありますが、そちらの方に1筆、こちらも農地として確認してまいりました。

番号7番ですが、こちらは〇〇の手前、〇〇左右にございますが、その手前を左側に入りまして、500mくらい左に〇〇になっているところがありますが、その奥の方500mくらいです。こちら農地として確認してまいりました。

番号8番ですが、こちらは〇〇さんの〇〇から住宅に入る、入り口から300mくらい、〇〇に向かったところですが、こちらも農地として確認してまいりました。

番号9番ですが、〇〇さんの住宅の手前、〇〇がありますが、そこは農地・採草放牧地以外として判断しました。そして、もう1筆、〇〇宅から〇〇に向かっていきますと、1筆ございますが、こちらは農地であることを確認してまいりました。

番号10番ですが、こちらは〇〇さんの住宅の奥ですが、3筆

ありますが、住宅のすぐそばは農地ですが、その隣の2筆は農地以外ということで判断してまいりました。

番号11番ですが、こちらは、〇〇さんの住宅の1キロくらい手前の〇〇の左にある農地です。こちらは、農地として判断しました。以上です。

議 長

調査員の皆さん、大変ご苦勞様でした。それではこれから質疑に入ります。

何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。

議案第1号は調査員の報告を承認し、証明書を交付することといたします。

つづきまして、日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

番号1番から11番について、一括上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和2年4月28日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成10年3月31日から平成13年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月13日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、耕作できないため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年4月5日から令和3年11月30日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月21日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年3月1日から令和8年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月16日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年3月1日から令和8年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月9日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年3月1日から令和8年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月10日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号6番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成28年3月1日から令和8年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月9日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号7番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年1月29日から令和2年1月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月10日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号8番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成29年5月31日から令和2年5月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月17日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号9番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成21年6月1日から平成31年4月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月17日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

番号10番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年1月30日から平成31年1月29日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月14日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、契約相手を変更するため解約するものです。

番号11番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成24年2月28日から平成29年3月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和2年4月21日、土地引渡の日は令和2年4月28日です。解約の理由は、譲渡するため、一部を解約するものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

それでは、担当委員から順次、補足説明をお願いいたします。

12番  
(椿委員)

1番と2番について、ご説明をいたします。1番の〇〇さんですが、今まで〇〇さんで耕作していましたが、耕作できないということで、解約するものでございます。場所については、〇〇をずっと上がっていき、左手の方に〇〇があり、〇〇さんの〇〇があったところから、その〇〇からだいたい300mぐらいい下がったところに、農地があります。

2番について説明いたします。〇〇さんの土地ですが、今回、譲渡ということで、〇〇さんに譲渡するということで、解約するものでございます。第4号議案にまた出てまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。場所については、〇〇さんの住宅のすぐ裏の2筆になります。よろしくお願ひいたします。

8番  
(山田委員)

〇〇さんほか3番から6番までの案件でござひます。後ほどまた出てきますので、よろしくお願ひします。場所は〇〇の少し手前にある場所です。よろしくお願ひします。

2番  
(近藤委員)

7番につきまして、ご説明します。場所につきましては、〇〇上のあたり、今回、賃貸で借りておりましたけれども、売買ということで、譲渡するために解約するということです。また4号議案で出てきますので、よろしくお願ひします。

16番  
(伊藤委員)

8番と9番について、ご説明をいたします。まず、8番ですが、場所は、〇〇さん宅から入って行って200mほど行ったところの右手にある場所になります。これは後ほど4号議案にも出てきますので、よろしく願いいたします。

9番の場所は、先ほどの〇〇から少し〇〇側の方へ〇〇を走ってきたところから、〇〇沿いに入っていく道路がありますが、そこを入れていったところに、〇〇さんの〇〇跡地がありますが、その周りとその向かい側にある土地になります。よろしく願いいたします

5番  
(向山委員)

番号10番について、ご説明申し上げます。内容は事務局説明のとおりでございます。場所は〇〇さんの住宅の道路挟んで向かいでございます。よろしく願いいたします。この後、3号議案でも出てきますので、よろしく願いします。

14番  
(高山委員)

番号11の件ですが、事務局説明のとおりです。こちらの地図を見ていただきたいと思います。議案第2号11番、第4号13番ですが、真ん中よりちょっと右側の方に〇〇さんの自宅があります。その右側のところですが、また後ほど4号議案でも出てきますのでよろしく願いします。

議長

それでは、これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第2号は、原案のとおり受理することとします。  
つづきまして、日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
NO1からNO4について上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和2年4月28日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年4月27日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和7年4月27日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、営農が困難なため、農地を借受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は営農が困難なため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和5年4月27日までの3年間です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、



営農が困難なため、耕作できない農地を借受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、譲渡人は〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇〇へ売り払いするものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

それでは、引き続き、担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番  
(伊藤委員)

番号1番と2番についてご説明をいたします。内容については、事務局説明のとおりです。場所ですが1番は、先ほどの2号議案の9番に出てきた〇〇を挟んで左側になる土地になります。

番号2番の内容については、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇の中間あたりに〇〇〇があるのですが、その〇〇沿いに〇〇〇までいくところがありますが、そこの一番端の場所になります。よろしくお願いをいたします。

5番  
(向山委員)

番号3番について、ご説明申し上げます。先ほどの2号10番の案件でございます。内容は事務局説明のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

2番  
(近藤委員)

内容は、事務局の説明のとおりであります。場所につきましては、〇〇宅の300mぐらい下がったところの道路沿いに、〇〇〇の土地の中にある〇〇〇であります。よろしくお願いをいたします。

議 長

それでは、これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案のNO1からNO4については、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

つづいて、NO5について、上程いたします。

農業委員会法第31条議事参与の制限により、山田委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(山田委員退席)

再開します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は、経営規模を縮小するため、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和10年1月29日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、営農が困難であるため耕作できない農地を、借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

担当委員からの補足説明をお願いいたします。

10番  
(杉本委員)

内容につきましては事務局説明のとおりです。場所につきましては〇〇〇下あたりになります。〇〇〇寄りになります。よろしくお願いをいたします。

議長

それでは、これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

NO5については、原案のとおり決定し、許可を与えるもの  
いたします。  
暫時休憩といたします。  
(山田委員着席)

再開します。

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規  
定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしま  
す。

NO1からNO13について、一括、上程いたします。  
事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農  
用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第1  
8条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地  
利用集積計画の可否について、議決を求める。令和2年4月28  
日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権  
の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で  
〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法  
律関係は賃貸借です。契約期間は令和2年5月8日から令和7年  
5月7日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当  
たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地  
の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧願います。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年7月1日、対価の支払期限は令和2年6月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡の時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡の時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、

営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡の時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号3番から6番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡の時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡の時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏所有農地内に〇〇さんの農地があるため、隣接している農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払の期限は令和2年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円でポンプアップが必要な田のため、この価格となっております。畑が10a当たり〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡の時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が、〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年6月1日です。対価の支払期限は令和2年5月末日で

す。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡の時期はいずれも令和2年6月1日です。対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田で共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年6月1日、対価の支払期限は令和2年5月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑で〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

それでは、担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番  
(西元委員)

1番に関してご説明申し上げます。内容に関しましては事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇さんの住宅の周り、それと〇〇を挟んだ反対側になります。それと、〇〇を〇〇方面に戻りますと、〇〇がありまして、その〇〇を過ぎたところにもう一番地でございます。

2番については、事務局の説明のとおりでございます。場所に関しましては、〇〇の住宅を〇〇へ向かいまして、〇〇と合流するところがございます。その合流点を〇〇側に戻ったところにある土地でございます。よろしくをお願いいたします。

8番  
(山田委員)

この案件は、先ほど2号議案に出てきた案件でございます。3番、4番、5番、6番、これは〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、この土地は〇〇さんがずっと借りてやっていた土地でございます。この度、買うことになりましたので、よろしく願いします。

16番  
(伊藤委員)

番号7番、8番、9番について、ご説明いたします。内容については、いずれも事務局の説明のとおりです。場所ですが、7番の場所は、議案第2号の8番に出てきた場所です。

8番の場所ですが、これは議案第3号1番の土地がありましたが、その〇〇側にある土地になります。

それから9番の場所ですが、これは議案第2号の9番に出てきた〇〇さんの住宅跡の両サイドにある場所になります。よろしくをお願いいたします。

2番  
(近藤委員)

10番について、ご説明いたします。場所につきましては、先ほど2号議案の7番に出てきた土地であります。長期にわたって賃貸で借りていた土地を、今回、売買することになりました。〇〇さんの住宅に300mぐらい下がった一角になります。よろしく願いします。

11番  
(吉田委員)

番号11番について、ご説明いたします。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの〇〇から真横に三角の畑がありまして、その上に小高い山がありまして、その中ほどに畑があります。よろしく願いします。



12番  
(椿委員)

12番の案件でございます。第2号議案に出てまいりましたが、〇〇さんが、〇〇さんに賃貸借していましたが、今回、売買することになります。金額については、10a当たり10万円ということになります。条件が悪くて、ちょっとぬかるみがあって、〇〇さんが今回、客土をするということで、そういう計画を立てていまして、〇〇〇円という金額になりました。以上でございます。〇〇さんの住宅のすぐ裏でございます。よろしくお願いいたします。

14番  
(高山委員)

番号13のところですが、事務局説明のとおりです。これは議案第2号11番の土地です。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、これから質疑に入ります。  
何か質疑ありませんでしょうか。

10番  
(杉本委員)

2番について、この隣接地は誰が耕作しているのか。

13番  
(西元委員)

これは、〇〇〇さんの農地に含まれている、中にあった土地でございます。今回、それで、〇〇〇さんに譲渡するということが話が整いましたので、今回、譲渡させてもらいました。よろしくお願いいたします。

議長

ほかにありませんでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。  
異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局  
(福岡係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和2年4月28日提出、蘭越町農業委員長名。

令和2年3月25日付けで、〇〇〇さんから〇〇番〇外〇筆の全農地を、〇〇〇さん死亡により相続した旨の届出がありました。以上です。

議長

それでは、その他の報告について、事務局からお願いいたします。

事務局  
(木村局長)

それでは、その他の報告をいたします。会議等も一切やっておりますので、報告することはあまり無いのですが、以前から続いておりました〇〇〇ですが、〇〇〇がありまして、その後の途中経過です。〇〇〇されまして、〇〇〇。また何か動きがありましたら、皆さんにお知らせいたします。

続きまして、次回の総会ですが、5月28日、木曜日、13時30分を予定しております。現在、5月6日まで緊急事態宣言による外出等の自粛などが要請されておまして、今後の新型コロナウイルスによる状況を踏まえて、決定したうえで皆様にご案内をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

議長

皆さんから何かありませんでしょうか。

全委員

ありません。

議長

閉会宣言

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

なお、今、新型コロナウイルス感染予防ということで、ドアを開けさせていただいており、総会も短時間で終わらせていただきましたことに、感謝を申し上げさせていただきまして、第35回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時30分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩